

社会保障・税番号制度

—金融機関の義務的対応と民間活用への展望—

第3回

民間事業者の義務的対応と普及に向けた 政府の取組み

NTTデータ経営研究所
金融コンサルティングユニット シニアコンサルタント 土田 真子

求められる 厳格な本人確認

番号制度導入により、民間事業者においては、従業員やその扶養家族の個人番号を取得し、給与所得の源泉徴収票や社会保険の被保険者資格取得届等に記載のうえ、行政機関等に提出する必要がある。また、原稿料などの、報酬等にかかる支払調書の提出の際にも、個人番号を記載しなければならない。個人番号を記載する必要のある帳票については、2014年秋ごろまでに詳細が規定される見込みである。

これらの義務は規模にかかわらず、すべての民間事業者に適

用される。民間事業者は個人番号取得にかかる手続を前もって理解しておく必要がある。

個人番号を取得する際は、本人に利用目的を明示するとともに、厳格な本人確認を行う必要がある。14年7月には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」が公布され、本人確認に関する規定が詳細に示されている。以下では、本人から番号の提供を受ける場合と、従業員以外の者（配偶者等）からの届け出を従業員の勤務先が受領し、行政機関に提出するといった代理人（個人）から本人の番号の提供を受ける場合に必要となる本人確認書類について

説明する。

本人から番号の提供を受ける場合、正しい番号であることの確認（番号確認）と番号の正しい持ち主であることの確認（身元（実存）確認）が必要となる。本人の顔写真が記載される個人番号カードであれば、番号確認と身元（実存）確認のどちらも満たすため一枚で充足するが、通知カードや個人番号の記載された住民票等の写しの場合には、運転免許証等の公的機関が発行した書類が身元（実存）確認のために別途必要となる。

代理人（個人）から本人の番号の提供を受ける場合は、本人の番号確認のほかに、代理権、代理人の身元（実存）について

も確認しなければならない。本人の番号確認では、本人の個人番号カードや通知カード、個人番号の記載された住民票の写しなど、本人の個人番号を証する文書が必要となる。代理権の確認については本人から代理人への委任状、代理人の身元（実存）の確認については個人番号カードや運転免許証など代理人の身元確認ができる書類が必要になる。ただし、以上の原則については、雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかに判断できると個人番号利用事務実施者（注）が認めるときは、身元（実存）確認は不要とされた。

番号取扱いにおける 留意事項

本人確認を経て取得した個人番号は、原則として、法に定められた利用範囲（社会保障、税、災害対策）以外で利用できない。また、番号を取り扱う際には、漏洩、滅失、毀損を防止するなど、番号の適切な管理のために必要な措置を講じる必要がある。具体的な措置については、14

年秋をメドに、特定個人情報保護委員会（「個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱を確保するために必要な措置を講じる」と）を任務とし14年1月に設置）より金融機関向けガイドラインが公表される見込みである。

なお、行政機関においては、個人情報管理について、①一元的に管理するのではなく、分散管理を実施、②個人番号を直接用いず、符合を用いた情報連携を実施、③アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施、④通信の暗号化を実施、といったシステム面での保護措置がとられている。民間事業者が番号を取り扱う際にも③および④が適用されるものと想定される。また、番号制度にかかる罰則は、同種法律における類似規定の罰則より強化されており、番号の取扱いについては慎重かつ厳重に行う必要がある。

世界最先端の IT活用社会を目指す

番号制度をさらに発展させる

べく、「世界最先端IT国家創造宣言」において掲げられている「マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用」に向けて、政府のIT総合戦略本部新戦略推進専門調査会のもとにマイナンバー等分科会が設置され、国・地方・民間のさまざまな手続・サービスが、シームレスかつ効率的に連携し、広く電子的に完結できる「世界最先端のIT活用社会」を目指して検討が進められた。

その一つが、利用者の特定個人情報等の閲覧を可能とする情報提供等記録開示システム「マイポータル」であり、政府は17年1月の利用開始を予定している。マイポータルでは、①自分の特定個人情報をもつ、だが、なぜ情報提供したのかを確認できる情報提供記録表示機能、②行政機関等がもっている自分の特定個人情報について確認できる自己情報表示機能、③一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示するプッシュ型サービス、④行政機関などへの手続を一度で済ませるワンストップサービスという、おもに

四つの機能の提供が検討されている。なお、海外でもマイポータルと同様のサービスが提供されており、デンマークでは07年に税・社会保障・医療などの公共サービスポータル (Borger.dk) が導入されているほか、エストニアでも国民IDカードとパスワードでログインし、各行政機関が保有する自分の個人データを閲覧したり、いつ、それが参照したかを確認したりできる市民ポータル (eesti.ee) を導入している。

検討が進む 個人番号の民間活用

民間活用については、番号を個人に通知する15年10月から3年後をメドに、その段階での法律の施行状況等をふまえて検討を行うこととなっているが、民間での利用拡大に向けて政府の動きはすでに活発なものとなっている。

具体的には、マイナンバー等分科会において①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金口座への付番、④医療・介護・健康情報の管理・連携、⑤自動車登録事務

を個人番号の利用範囲拡大検討対象として取り上げ、14年秋ごろをメドに、検討状況を内閣情報通信政策監（政府CIO）に報告するとしている。

諸外国の番号制度の民間活用の状況を見ると、ドイツ（禁止）、フランス（一部を除きほとんど不可）という例もある一方、スウェーデン、デンマークといった国ではとくに制限が設けられていない。国民性や制度の違いに留意しつつも、今後の民間活用推進に向けて、先行事例として参考にすべきと思われる。

* * *

次回は番号制度の導入に伴う民間事業者における内部事務（個人番号を記載した調書・届出書類の作成や提出等）の概要や課題について解説する。

（注）「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号を利用して処理する事務を担う「行政機関、地方公共団体、独立行政法人等そのほかの行政事務を処理する者」をさす。